

広島県告示第五百五十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮原八丁目一〇地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号を平成十九年十月十八日広島県告示第千三百九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号から三号は「告示」で指定した土地に存する標柱五号から三号と同一とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	宮原八丁目	一三二番五	標柱一号
		一三二番五地先河川敷	標柱二号
		一三二番六	標柱三号
		一三二番一地先里道敷	標柱四号
		一三二番五地先里道敷	標柱五号